

16

案内設備までの経路

整備の基本的な考え方

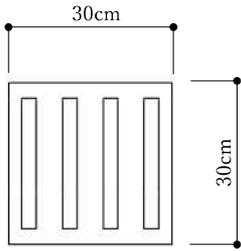
- 道等から案内設備や案内所までの経路のうち1以上には、視覚障害者の誘導を行うため、視覚障害者誘導用ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者等が施設を実際に利用する動線を検討した上で、円滑な利用が可能な経路に敷設する。また、敷地に接する道等の管理者と協議の上、歩道等から敷地内の通路に連続的に敷設する。
- 危険の可能性や歩行方法の変更の必要性を予告する部分、注意喚起を必要とする部分には、点状ブロック等を敷設する。

整備基準	解説	望ましい水準
<p>(1) 道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にすること。ただし、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。</p>	<p>●道等から案内設備または案内所までの経路のうち1以上を「視覚障害者移動等円滑化経路」にする。</p> <p>●管理者が常時勤務する案内所から地上の出入口が容易に視認できる時は、道等からその出入口までを「視覚障害者移動等円滑化経路」とすればよい。</p>	<p>○その他の公共的施設においても、道等から案内設備又は案内所までの経路のうち、1以上を「視覚障害者移動等円滑化経路」にする。</p>
<p>(2) (1)の規定にかかわらず、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000㎡未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にするよう努めなければならない。ただし、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。</p>	<p>◀左欄記載施設▶</p> <p>◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(46頁)を参照</p> <p>◆「別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：自動車教習所、寄宿舎又は下宿、事務所、工場</p> <p>◆「2,000㎡未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積2,000㎡未満の共同住宅、路外駐車場</p>	
<p>(3) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p>		

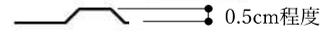
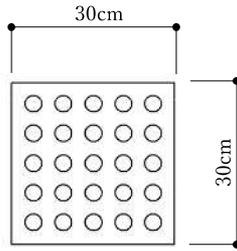
	整備基準	解説	望ましい水準
ア 視覚障害者を誘導する設備	<p>当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせる敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者誘導用ブロックを、道等から案内設備、案内所等に至る連続した経路に敷設すること。 ●利用者を混乱させないよう、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設にあたっては、線状ブロック等と点状ブロック等を適切に使い分けること。 ●原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置すること。 ●敷設幅は、30cm以上とすること。 ●玄関マットと視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮すること。 ●形状は、JIS規格の構造とすること。 ●黄色を原則とすること。ただし、周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、この限りでない。 ●十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものとする。 ●車椅子の使用やベビーカー等での通行に支障がないよう敷設するとともに、壁面からの構築物等により通行の支障とならない距離を確保すること。 ●病院、高齢者が入所する福祉施設、幼児が利用する保育所等においては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に支障をきたさないようにすること。 ●「音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備」とは、音声誘導設備、誘導チャイム等をいう。 ●インターホンへの誘導方法は、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声による案内・誘導が考えられる。 ●インターホンは、できる限りわかりやすい位置かつ立位と車椅子使用者の両者が利用できる高さに設置すること。 	
イ 視覚障害者に警告する設備	<p>当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行なうために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア)車路に近接する部分</p> <p>(イ)段がある部分の上端及び下端に近接する部分</p> <p>(ウ)傾斜路がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1以下の傾斜がある部分、高さが16cm以下、かつ、勾配が12分の1以下の傾斜がある部分、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●階段の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30cm程度離れた箇所とすること。 →5 階段の図「□階段の整備例」(60頁)を参照 ●傾斜路の上端に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始末端部から30cm程度離れた箇所とすること。 →6 傾斜路の図「□傾斜路の整備例」(64頁)を参照 	

□ 視覚障害者誘導用ブロック等 (JIS T 9251を参照)

■ 線状ブロック (誘導)

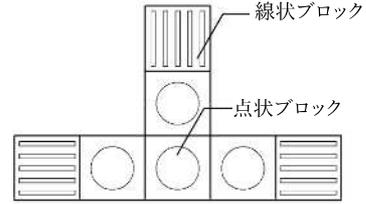
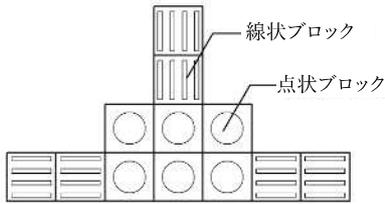


■ 点状ブロック (警告・注意喚起)

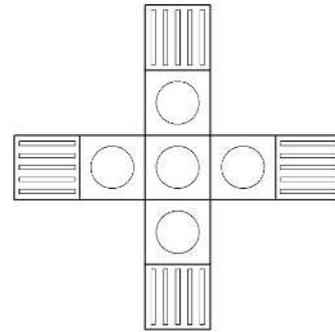
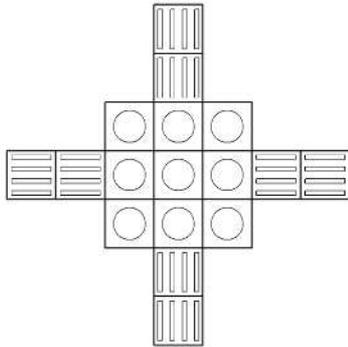


■ 経路分岐点における標準的な敷設方法の例

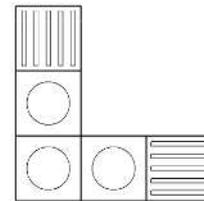
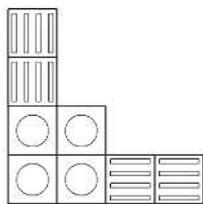
T字形



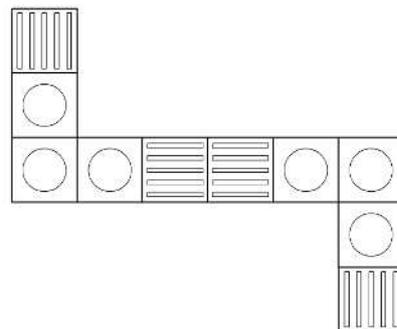
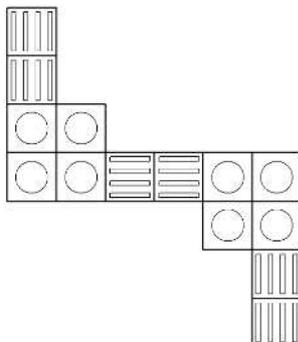
十字形



L字形



クランク

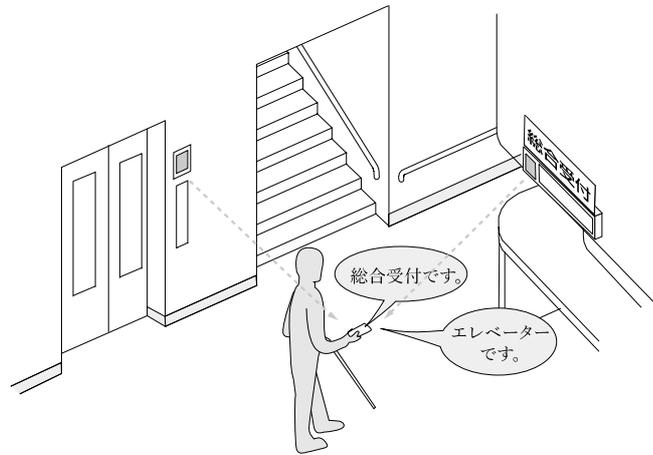


資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p 11、12を加工して作成

□ 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備の設計例

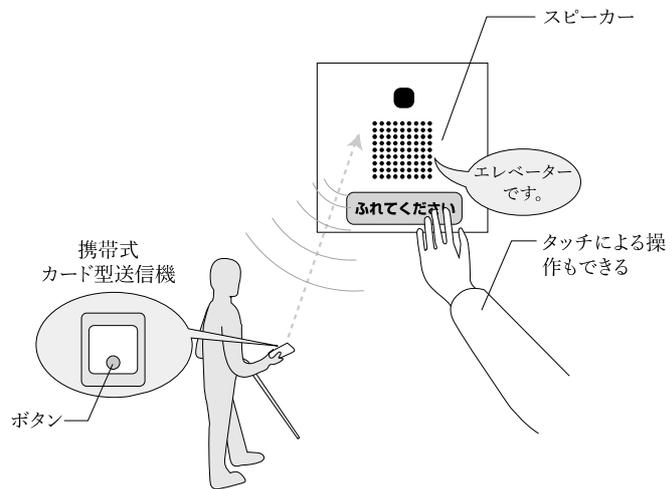
■ 音声誘導設備(赤外線等)

手元の携帯装置で受信し、音声で案内情報を得るシステム



■ 音声誘導設備(電波方式等)

携帯送信機から信号を送信し、要所に設置された装置から音声で案内情報を得るシステム



■ 音声誘導設備(磁気方式等)

白杖に巻きつけた磁気シールを要所の視覚障害者誘導用ブロックに埋込まれたセンサーが感知し、音声装置から案内情報を得るシステム

